

フォローアップ一覧表

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

資料3

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
1. 災害・事故時の情報提供										
【改善】受け手の立場に立った改善										
(1)分かりやすい用語・表現										
①基本的考え方	発災時等に提供される情報について、受け手の的確な判断や行動につながる分かりやすい用語への改善を行う。	19年度	全河川	河川計画課 治水課 砂防計画課	別1					
②分かりやすい防災用語への改善										
③理解を助けるための表現上の工夫										
④意味がわからにくい国記号の解説	標識等の国記号のうち意味が伝わりにくいものについて、一般国民への浸透を図る。	19年度	全国民	河川局 企画課	別2					
⑤スマイルアップの姿勢(防災気象情報等における用語の見直しなど)	防災気象情報や天気予報に用いる用語表現となるよう見直しを行う。	18年度(以降順次改善)	全国民	気象庁 予報部業務課	別3					
(2)受信者の的確な判断・行動に結びつく情報										
①水位情報等を避難行動に結びつける取組										
1)はん蓋危険度レベルに応じた避難情報等の提供	はん蓋危険度レベルの設定とこれに応じた水位名称への変更									
2)避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成支援	はん蓋危険度レベルを設定し、増水によって危険度の段階が移行する際の水位の轉換を改善する。	19年度	全河川	河川局 河川計画課 治水課	別4					
3)土砂災害警戒情報の充実等	提供される発表情報により、起こすべき行動の内容を容易に理解できるよう、発表の方式を改善する。									
4)気象警報の改善	市町村に対し、水害に対する避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成支援を行う。	21年度以降	全市町村	河川局 河川計画課 治水課						
②「見通し」情報の積極的な提供										
1)(通行止め・欠航)になりそうな時期、通行・運行の見通し情報の「見通し」情報等の提供)	道路の事前通行規制区間について、通行規制開始・解除の予測について、通過情報版、ラジオ等で提供する。	18年度	全国の国管理の国道	河川計画課 治水課 砂防計画課	別5					
2)(航空の欠航、遅延等の見通し情報)	空港内及び空港外において、インターネット等を通じた欠航、遅延等により迅速かつ正確な「見通し」情報を提供する。	18年度	3主要国際拠点空港	河川局 航空局						
3)(鉄道の運転再開見通し)	災害等で鉄道が運行停止した場合、現状を可能な限り案内するとともに、できるだけ早く運行再開の見通しの情報を提供を行う。	19年度	鉄道事業者	河川局 鉄道業務政策課						

達成年度欄は、○○年度、△△年度以降、○○年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	参考資料	
2)(洪水予報河川・ほん蓋予報河川の拡大)	洪水予報河川(避難のための情報をおぼめ提供する河川)の指定を拡大する。 ほん蓋予報河川(浸水すると見込まれる区域・水深・時期に関する情報を予め提供する河川)の指定を拡大する。	21年度	約500河川	301河川を洪水予報河川に指定。 利根川をほん蓋予報河川に指定(6月)。吉野川をはじめ各河川において実施。	引き続き、洪水予報の指定について、河川の状況を踏まえ拡大(平成20年3月末現在で約64%)。	洪水予報河川の指定を約500河川に拡大。	河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	別7		
3)(緊急地震速報)	緊急地震速報について、できるだけ早期に広く一般への提供が開始できるよう周知・広報活動を進めていく。	19年度 (以降順次改善)	21年度 全国民	ほん蓋区域の非常に大きい10河川	先行的に利用できる分野(防災機関・交通機関等)には提供開始(8月)。11月からモニタ実験を4か所始まりとして位置づけ。始まりとして緊急地震速報の本運用開始に係る検討を実施(3月)。	緊急地震速報について、一般への提供を開始したことから、引き続き、利用の周知に努めるとともに、精度向上を図る。	ほん蓋予報河川の指定を10河川に拡大。	河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課		
4)(エレベーター閉じ込めからの救出見込み時間)	地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、地震に関する情報や救出時間の「見込み」に関する情報を提供する。	21年度以降 エレベーター事業者	21年度以降 エレベーター事業者	津波情報の迅速化・充実化に役立て、住民の津波避難行動の徹底に対するため、GPS波浪計の徹底した波浪測定情報を提供する。	津波情報の迅速化・充実化に役立て、住民の津波避難行動の徹底に対するため、GPS波浪計の徹底した波浪測定情報を提供する。	10月1日から一般国民への提供を開始し、12月1日から緊急地震速報を始まりとして位置づけ。始まりとして緊急地震速報の利用の心得等を中心とした周知・広報活動を継続して実施開始を決定(3月)。	緊急地震速報について、一般への提供を開始したことから、引き続き、利用の周知に努めるとともに、精度向上を図る。	河川局 気象庁	地質火山部管理課	別8	
③未確認情報の提供(スピード重視の情報提供)	1)(利用者からの道路被災状況の情報) 被災により混乱している現地にながらわい、被災地にて情報交換を行う「GIS防災情報ボランティア」の仕組みを確立する。	18年度 (以降順次改善)	一般国道及び都道府県道	国民から道路災害情報の提供を受け、ホームページ上に公開する。	一般国民が災害発生箇所・状況を登録・閲覧するシステムを構築し、試験運用を開始(12月)。	これまでの試験運用結果等を踏まえ、システムの改善や運用方法等について検討	道路交通局	国道・防災課 道路防災対策室			
2)(GIS防災情報ボランティア)の情報発信拡大)	携帯電話を活用して情報の入力・閲覧ができるシステムを開発する。	18年度 (以降順次改善)	全国民	「GIS防災情報ボランティア」の仕組みの確立に向けての基礎調査及び実証実験を11月から実施。	引き続きGPS波浪計の整備を推進するとともに、ホームページ等において情報交換を行う GIS防災情報ボランティアの仕組みを確立する。	これまでの試験運用結果等を踏まえ、システムの改善や運用方法等について検討	国土計画局	技術企画課技術監理室 地質火山部管理課	別9		
3)(地域住民からの浸水情報の発信)	ほん蓋域に浸水センサーを設置し、浸水状況をインターネット等を通じて一般に提供するとともに、地域住民からも浸水状況を収集し、併せて提供する。	21年度	全国民	具体的な防災行動に結びつくよう新しいレベルを設定して各火山情報を用いるとともに、火山情報等で用いられる用語を分かりやすく改善する。	「電子国土情報集約システム」を開発し、一般公開(8月)。	これまでの試験運用結果等を踏まえ、システムの改善や運用方法等について検討	国土地理院	地理空間情報部情報普及課			
【改善2】情報の発信における改善	(1)提供情報の精度の向上・内容の充実 「災風等に対する短時間予測情報の提供実用化する。」	合風情報の充実 災風等に対する短時間予測情報の提供実用化する。	21年度 全国民	台風情報の改善内容を整理し、報道機関等に対し周知(3月)。	現在12時前刻まで提供している情報をおぼめ提供するなど台風情報を改善(1月)。	21年度を日付に、現在3日先まで実施している台風予報を5日先まで延長。	河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	別11		
	(2)突風等に対する短時間予測情報の提供		22年度 全国民	災害事例の収集・分析を行うとともに、鉄道・電力等の事業者との協調を実用化する。	情報利活用検討会を設置し、予測技術や突風等に関する情報の一覧表(火災警戒等)を用意し、また、ドップラーレーダー等を利用して、突風のおそれがあるまつた旨を知らせる気象情報(希望注文情報)の発表を開始(3月)。	22年度を日付に、突風等に対する短時間予測情報(10分刻みで1時間先まで予測)を提供。	気象庁 地質火山部火山課	予報部業務課	別12		

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降毎次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度		19年度	20年度	21年度以降	担当部署	担当部課名	参考資料
				実行状況	課題						
③津波警報・注意報の精度向上と津波情報の充実化	地震の発生メカニズムを反映した津波精度の高い津波予報を提供するとともに、国土交通省の潮位データの共有化により津波情報を充実化する。	19年度	全国の沿岸	地震の発生メカニズムを反映した津波精度の高い津波予報を日本全国に周知するとともに、国土交通省の潮位データの共有化により津波情報を充実化する。	地震発生メカニズムを反映した津波精度の高いデータベースを日本海域について作成するとともに、国と地方との関係機関による潮位データの共有化のためのシステムを整備(3月)。	19年度	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースを日本海全域に周知するとともに、国土交通省の潮位データの共有化により津波情報を充実化する。	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースを日本全国へ拡張し津波警報等の精度を高める。また、引き続き、共有化された潮位データを活用し津波情報の充実を図る。	地震火山部管理課 技術企画課技術監理	別13	
④高潮予測情報の高度化	高度な高潮予測を提供するシステムを整備し、海岸地形を取り込んだ任意地点における詳細な高潮予測情報を提供する。	19年度 (以降毎次改善)	全国の沿岸	高度な高潮予測を提供するシステムを整備し、海岸地形を取り込んだ任意地点における詳細な高潮予測情報を提供する。	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	19年度	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	高潮・高波予測機能を強化し、高分離能の高潮予測情報を提供を一部沿岸地域にも対応する高潮モードを実現する。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局	別14	
⑤夜間等における被災状況情報の高精度化	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	21年度以降	全国各地	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	21年度	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	陸域観測技術衛星(たいち)を活用して被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局	別15	
⑥異常気象分析情報の提供	異常気象が発生した要因や見通しについて、国として統一的な見解を早期に提供する。	19年度	全国民	異常気象が発生した要因や見通しについて、国として統一的な見解を早期に提供する。	大学、研究機関と連携して異常気象を分析するための体制について検討。	大学、研究機関とともに異常気象による被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	技術的検討結果に基づき、地盤変動を分析するための体制について検討。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
⑦中小河川における水位予測情報の提供	急激な水位の上昇が発生する中小河川において、10分間隔での洪水予測を実施する。	22年度	一級水系の主要な約000の中小河川	急激な水位の上昇が発生する中小河川において、10分間隔での洪水予測を実施する。	大学、研究機関と連携して異常気象による被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	大学、研究機関とともに異常気象による被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	技術的検討結果に基づき、地盤変動による被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
(2)情報提供頻度の見直し											
①鉄道に係る輸送障害時の情報提供	鉄道事業者において、輸送障害が発生した場合、概ね5分を目安に現状・経過等の情報を利用者へ提供する。	18年度	鉄道事業者	鉄道事業者において、輸送障害が発生した場合、概ね5分を目安に現状・経過等の情報を利用者へ提供する。	地方運輸局から管内事業者の実施状況についてフォローアップ報告を受け、取組推進を要請(1月)。	地方運輸局から管内事業者の実施状況についてフォローアップ報告を受け、取組推進を要請(1月)。	地方運輸局から管内事業者の実施状況についてフォローアップ報告を受け、取組推進を要請(1月)。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
(参考)鉄道・道路における一時中断からの早期再開対策	(参考)鉄道・道路における一時中断からの早期再開対策	18年度	鉄道事業者	鉄道事業者に対し、他の事業例の周知など地震発生後の早期再開に向けた取組みを促す。	JR会社、関係協会等に対し、地震発生後の早期運転再開に向けた取組について事務連絡を発出(12月)。	JR会社、関係協会等に対し、地震発生後の早期運転再開に向けた取組について事務連絡を発出(12月)。	JR会社、関係協会等に対し、地震発生後の早期運転再開に向けた取組について事務連絡を発出(12月)。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
(参考)高速道路における一時中断からの早期再開対策	(参考)高速道路における一時中断からの早期再開対策	20年度	首都高速道路	首都高速道路上において、通行止めとする規制対象エリアを都県単位から更に限定した運用に改善する。	首都高速道路上において、通行止めとする規制対象エリアを限定した運用と改修や運用方法等について検討。	首都高速道路上において、通行止めとする規制対象エリアを限定した運用と改修や運用方法等について検討。	緊急点検ルートの見直しによる点検時間の短縮(最大90分→60分)や地図・災害等による通行止め規制解除に係る運用手順の見直しを実施。	緊急点検ルートの見直しによる点検時間の短縮(最大90分→60分)や地図・災害等による通行止め規制解除に係る運用手順の見直しを実施。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
②水位情報等の常時公表	時々刻々と変化する河川の水位等の状況を画像情報でビジュアルに常時提供する。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	地質環境・海洋部地球環境業務課 気象庁 河川局 港湾局		
(3)情報発出のタイミングの改善											
①避難に要する時間を見込んだ「避難判断水位」の設定	河川管理者と市町村との間で調査を行い、河川ごとに「はん若井水位」を設定する。	21年度	洪水予報河川及び水位周知河川(約2200)	洪水予報河川における避難判断水位を設定し、それに伴う洪水予報文を変更。	洪水予報河川について、運用開始(4月)を設定。	洪水予報河川について、運用開始(4月)を設定。	洪水予報河川について、運用開始(4月)を設定。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	河川計画課 治水課 河川局		
②地盤・津波に関する航行警報発信までの時間の短縮	地盤・津波に関する航行警報について、情報の入手から発出までの工程を自動化し、最速で1、5分に短縮する。	18年度	全船舶	システム開発、運用試験等を行い、地盤・津波に関する航行警報発信をシステム化(3月)。	システム開発、運用試験等を行い、地盤・津波に関する航行警報発信をシステム化(3月)。	システム開発、運用試験等を行い、地盤・津波に関する航行警報発信をシステム化(3月)。	システム開発、運用試験等を行い、地盤・津波に関する航行警報発信をシステム化(3月)。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。	海洋情報部航海情報課 総務部通航室 海上保安庁		
(4)情報の発出体制の強化											
①危機発生時におけるアカウンタビリティの向上	社会資本整備に係る危機管理体制のアカウンタビリティの実施手法について、新行動指針に盛り込む。	18年度	国土交通省の各部局	有識者懇談会の意見を踏まえ、「アカウンタビリティ向上新行動指針(仮称)」を策定し、関係者に周知(3月)。	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。	河川計画課 治水課 河川局		
②責任ある報道対応体制の確立	非常時の広報対応窓口となる者の明確化を図る。	19年度	国土交通省の各部局	広報ガイドブックを改訂(8月)。報道窓口となる広報担当者の設置について各部局に促すと共に、各部局の広報担当者を明確化(6月)。	国土交通省からの情報発信の充実	国土交通省からの情報発信の充実	国土交通省からの情報発信の充実	国土交通省からの情報発信の充実	大臣官房 広報課		

達成年度欄は、○○年度、△△年度以降、○○年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	参考資料
(改善3)情報の伝達の改善										
(1)一元的・横断的な情報提供システム										
①一元的・広域的な情報の提供										
1)(一元的・リアルタイムな公共交通機関情報)	陸海空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的に収集・提供する体制を確立する。	20年度(以降順次改善)	公共交通機関の利用者	学識経験者、事業者等を構成員とした検討委員会でシステムのあり方にムベージや携帯サイト等を通じて実証実験を行い、検討を実施。	総合政策局	情報管理部情報政策技術安全課	別16			
2)(一元的・広域的な港湾施設情報)	各港湾における港湾施設の利用可否情報を一元化し、一貫性をもって公開する。	20年度(以降順次改善)	港湾利用者	学識経験者、港湾管理者等を構成員とした検討委員会で、情報内容について検討。検討委員会の検討結果を踏まえ、システムを構築。	港湾局	海岸・防災課 港湾対策室	別17			
②異なる主体間の連携による情報提供の総合化										
1)(河川・下水の連携による増水情報)	降雨を排水する河川及び下水道情報を市町村・市民に提供する。	21年度以降	河川管理者・下水道管理者	河川・下水の連携による増水情報について、内容や提供方法について検討。	その結果も踏まえて総合的な情報提供に関するマニュアル等を整理し、地方公共団体に周知。	都市・地域整備局 河川局	下水道部下水道事業 治水課	別18		
2)(鉄道不通時の代替輸送機関情報)	鉄道不通時に代替輸送機関の運行状況を提示するなどの利用者への情報提供を適切に行う。	18年度	鉄道事業者	鉄道事業者に対し、災害時の代替輸送機関の利用者への情報提供を徹底するよう通知(12月)。	鉄道局	鉄道業務政策課				
3)(下水・河川の連携による下水流出情報)	下水道管理者と河川管理者が連携して下流の水道事業者に下水流出情報を提供するための情報連絡体制を強化する。	18年度	河川管理者・下水道管理者	水質汚濁防止連絡協議会に下水管理者を加えることにより、情報連絡体制を整備するよう地方整備局に対し通知(10月)。	都市・地域整備局 河川局	下水道部流域管理官 河川環境課				
4)(同一エリア内の公物管理者同士)	同一エリア内の公物管理者同士が相互に連携して災害時の利用制限情報を統合的に提供する。	18年度(以降順次改善)	道路管理者	「豪雪地帯対策基本計画(平成18年1月14日閣議決定)」に基づき、道路管理者等の災害時の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置(1月)。	道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に順次設置し、道路情報の一元的な集約と情報提供を推進。(20年6月現在で6地域)	道路局	国際・防災課 道路防災対策室			
(2)ブッシュ型のリアルタイム情報提供システム(VICSIによる災害情報の提供)	カーナビ(VICSI)等を活用し道路利用者に災害情報を提供する。	20年度	道路利用者	カーナビを通じた災害情報の提供について、情報内容と提供方法について検討。	カーナビを通じた災害情報の提供について、実行運用に向けた検討を行う。	河川局 道路局	河川計画課 道路交通管理課ITS推進室			
(3)伝達の迅速化・ルートの多様化(電子メールの活用)	都道府県等への水防警報等の提供について、従来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	18年度	地方公共団体	電子メールを用いた国からの情報伝達を順次実施。	各地整備局等に対し、事例を示し、上での、港湾管理者への電子メールによる利用可否情報発信の導入促進を指示(2月)。	河川局	河川計画課 河川環境課 防災課 治水課			
(4)エンドユーザーに対する防災情報のダイレクトな提供	港湾施設の利用可否情報を通知について、往来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	19年度	港湾管理者	荷主等への電子メールを用いた情報伝達について事例収集を実施。	各地整備局等に対し、事例を示し、上での、港湾管理者への電子メールによる利用可否情報発信の導入促進を指示(2月)。	港湾局	海岸・防災課 港湾対策室			
③対国民										
①対地方公共団体	地方公共団体が大容量の防災情報を入手できるよう、河川・沿路公共団体の拡大を図る。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	河川局 道路局	河川計画課 国道・防災課			
(コンビニ、GS、携帯電話で通行規制情報を通じた通行規制に関する情報提供を充実する。	コンビニエンスストア・ガソリンスタンド、携帯電話の電子メール等を通じた通行規制に関する情報を充実する。	18年度(以降順次改善)	北海道の道路利用者	北海道において、携帯電話による情報提供に追加の情報を追加(8月)。	北海道局	地政課	別19			
(地下鉄の電波遮断空間においても情報受信ができるよう地上波放送の再送信設備の整備促進を行う。	地下鉄の電波遮断空間においても情報受信ができるよう地上波放送の再送信設備の整備促進を行う。	22年度	首都直下、東海、東南海、南海地震をうける地下鉄における地上波放送の再送信設備の仕様等について検討。	地下鉄内での地上波放送の再送信設備の仕様等について検討。	鉄道局	施設課	別20			

達成年度欄は、○○年度、21年度以降、○○年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
(5)要報機者や外国人に対する防災情報提供の改善	要報機者に対する災害情報を提供すべき機器等を用いる情報提供仕様のシステム化	要報機者	要報機者	要報機者	要報機者	要報機者	要報機者	国土技術政策総合研究所	高度情報化研究センター 情報基盤研究室 危機管理研究センター 水害研究室	
①)要報機者向けの災害情報提供技術の仕様化	要報機者に対する災害情報をテレホン等で受け取ることができるよう統一的な技術仕様を策定する。	20年度	要報機者	要報機者	要報機者	要報機者	要報機者	河川局	河川課	別21
②災害時要報機者開通施設等への情報提供の充実<追加>	災害時要報機者が利用する施設や地下街等へ洪水予報等の伝達を実施する。	21年度以降	市区町村	災害時要報機者開通施設および地下街等への洪水予報等の伝達を実施する。	災害時要報機者開通施設および地下街等への洪水予報等の伝達を約100市町村で実施	災害時要報機者開通施設および地下街等への洪水予報等の伝達を約122年度までに約1,000市町村で実施する。	災害時要報機者開通施設および地下街等への洪水予報等の伝達を約122年度までに約1,000市町村で実施する。	河川局	河川課	別21
③多言語での情報提供	外国人宿泊客等に対する災害情報の提供について、英語以外でも放送	19年度	ホテル事業者等	(社)日本ホテル協会において、災害対策マニュアルを見直すため、(社)アンケート調査の結果を踏まえ、(社)タイムの災害情報等による情報発信を行う。	アンケート調査の結果を踏まえ、(社)日本ホテル協会において、多言語による各内放送を視野に入れた地震発生時の対応活動指針(仮称)を作成し、年度内に事業者に通知。	アンケート調査の結果を踏まえ、(社)日本ホテル協会において、多言語による各内放送を視野に入れた地震発生時の対応活動指針(仮称)を作成し、年度内に事業者に通知。	総合政策局(観光)	観光事業課		
④公共交通機関での外国语による異常時情報提供	外国人旅客の利用が多い公共交通機関において、外国语による非常放送の実施等の言語による非常放送の実施等による充実化を行う。	18年度	外客来訪促進法に基づく指定区間において事業者を経営する公共交通事業者	公共交通事業者等に対し、「公共交通機関における外国语等による情報提供促進指針ガイドライン」を通知(4月)。また、年度内に対象事業者が情報提供促進実施計画を作成。	公共交通事業者等に対し、「公共交通機関における外国语等による情報提供促進指針ガイドライン」を通知(4月)。また、年度内に対象事業者が情報提供促進実施計画を作成。	公共交通事業者等に対し、「公共交通機関における外国语等による情報提供促進指針ガイドライン」を通知(4月)。また、年度内に対象事業者が情報提供促進実施計画を作成。	総合政策局(観光)	観光地域振興課観光地域活動支援室		
⑤港湾の海外ユーザーに多言語で防災情報提供	輸出入貨物を取り扱う主要港湾において、海外ユーザーへの他の言語による防災情報提供する	18年度 (以降順次改善)	港湾管理者	港湾における多言語での災害情報を提供についての事例を収集し、事例集を作成(3月)。	各地方整備局等に対し、事例を示した上で、港湾管理者への多言語による防災情報発信の導入促進を指示(2月)。	各地方整備局等に対し、事例を示した上で、港湾管理者への多言語による防災情報発信の導入促進を指示(2月)。	河川局	河川課	河川課	
⑥沿中の被災地等への確実な情報の伝達	被災地(自治体・住民)/への情報									
⑦被災地(自治体・住民)/への情報	防災情報を持住民に確実に提供するため、通信ネットワークの市町村接続先の拡大等を行う。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。	河川局	河川計画課		
⑧汚水漏れ情報の周知方法のマニュアル化	被災地における下水道使用の自粛・禁止・復旧見込み等に係る周知方法をマニュアル化する。	18年度	地方公共団体	「下水道の地域対策マニュアル」を作成(8月)、会議等において地方公共団体に対し用意(9月)。	「下水道の地域対策マニュアル」を作成(8月)、会議等において地方公共団体に対し用意(9月)。	「下水道の地域対策マニュアル」を作成(8月)、会議等において地方公共団体に対し用意(9月)。	都市・地域整備局	下水道部下水道事業課		
⑨エレベーター閉じ込め者の自動音声案内・文字表示	地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、利用者に必要な情報提供をすることができるよう、「昇降機耐震設計・施工設計」を見直す。	21年度以降	エレベーター事業者	社会資本整備審議会建築分科会の建議「エレベーターの地震防災対策の推進について」を踏まえ、(社)日本エレベータ協会に対し、エレベーター閉じ込め時のかご内での安全安心情報の提供方法等に関する検討を要請(7月)。	「昇降機耐震設計・施工指針」を見直し、業界団体等に周知。	「昇降機耐震設計・施工指針」を見直し、業界団体等に周知。	住宅局	建築指導課		
⑩日本人海外旅行者の携帯電話へのテロ等情報提供	官庁施設に設置するエレベーターについて、公共建築工事標準仕様書の改訂を行う。	18年度	官庁施設に設置するエレベーター	官庁施設に設置するエレベーターに登録し、テロ等情報提供を迅速にできるよう、リーフレット等を作成(3月)。	官庁施設に設置するエレベーターに登録し、テロ等情報提供を迅速にできるよう、リーフレット等を作成(3月)。	官庁施設に設置するエレベーターに登録し、テロ等情報提供を迅速にできるよう、リーフレット等を作成(3月)。	官庁営繕部	設備・環境課		
⑪日本人海外旅行者の携帯電話へのテロ等情報提供	海外旅行者の携帯電話の番号等を事前に旅行業者に登録し、テロ等情報提供や情報提供を迅速にできるようとする。	18年度 (以降順次改善)	日本人海外旅行者	旅行業関係者等を委員とした検討会において携帯電話の活用策を策定後、リーフレット等を作成(3月)。	リーフレット等を活用し、旅行者への周知・啓発を徹底。また、国内外からの危険情報入手・安否確認方法についての検討。	リーフレット等を活用し、旅行者への周知・啓発を徹底。また、国内外からの危険情報入手・安否確認方法についての検討。	総合政策局(観光)	観光事業課	別22	

達成年度欄は、○○年度、21年度以降、○○年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当部署	担当部署名	参考資料
2. 平時における広報活動										
〔改善4〕ハザードマップによる情報提供の拡大・徹底										
(1)各種ハザードマップの整備促進										
①各種ハザードマップの整備促進										
1)洪水ハザードマップ	「洪水ハザードマップ作成要領」および「洪水ハザードマップ作成手引き」に則り、洪水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	洪水予報河川及び水位情報周知河川の浸水想定区域にかかる全市町村(約1500)	552市町村において、洪水ハザードマップを作成。	河川局	治水課				
内水ハザードマップ・洪水ハザードマップの総合化を行う。	内水ハザードマップと洪水ハザードマップを作成・公表する。	21年度以降	内水・洪水両ハザードマップを作成すべき全市町村	モデル市町村を選定(3月)。洪水、内水の両ハザードマップ等、各種ハザードマップを一元的に検索、閲覧可能なポータルサイトを設置。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
2)内水ハザードマップ	「内水ハザードマップ作成の手引き」に則り、内水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	浸水対策を緊急に実施すべき62市町村	12市町村において、内水ハザードマップを作成。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
3)地震防災マップ	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針」に基づき、地震防災マップを作成・公表する。	20年度	全市町村	26都道府県、4市町村において、地震防災マップを作成。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
4)地震危険度マップ	「地震危険度マップ作成マニュアル」に則り、地震危険度マップを作成する。	20年度	密集成街地のうち特に大火の可能性が高い危険な市街地の全域(約8,000ha)	45市町村(4528ha)において、市街地火災に関する地震危険度マップを作成済。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
5)大規模盛土造成地に係る宅地ハザードマップ	「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に則り、宅地ハザードマップを作成・公表する。	21年度	全大規模盛土造成地	重点密集市街地以外で作成したものも含め、インターネットにより公表していられるマップに則り、相次ぐデータ更新に伴う地図変更等の促進策を実施。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
6)土砂災害ハザードマップ	「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)」に則り、土砂災害ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重点地域(近年大規模な災害を受けた沿岸地帯や災害時要保護者施設を含む箇所等、約6000箇所)	宅地ハザードマップの作成ガイドライン(大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン)を策定し、各地方公共団体に周知(9月(3月に改定))。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
7)津波・高潮ハザードマップ	「津波・高潮ハザードマップマニュアル」に則り、津波・高潮ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重要沿岸域を含む全市町村(約657市町村)	185市町村において津波ハザードマップを作成。また、56市町村において高潮ハザードマップを作成。	河川局	治水課	下水道部流域管理官	都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
②避難所等の見直し、ハザードマップの充実・徹底	避難場所の保全を促進するため、砂防用遮蔽設置等事業の実施を推進する。 既存の避難所等を見直し、土砂災害等に対する安全性(信頼される避難路、避難場所を設定する)。	21年度	全市町村	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	
1)被災可能性のある避難場所等の見直し	各河川関係事務所に設置された災害情報支援室を主体とし、災害情報協議会等において必要な技術的助言をうながす。また、市町村役場、土砂災害対策本部等の地域の災害機関等を実施するよう、整備局を通じて地方自治体に対し通知(11月)。									
2)ハザードマップの充実	各種ハザードマップの内容を充実させ、情報を受けてから避難等の行動に移るまでのリードタイムの(以降順次改善)	21年度	全市町村	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	河川局 河川・海岸整備局 治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 都市計画課 下水道部流域管理官	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降順次改善）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当節課名	参考資料
③ハザードマップの浸透	住民参加による実践訓練を全国各地で実施し、災災時における迅速な行動を確実なものとする。	18年度（以降順次改善）	全市町村	洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組みを支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。	洪水ハザードマップについては、実践訓練の実施状況をフォローアップし、更なる実施の促進、災害時における防災訓練等を通じ、土砂災害危険箇所、避難所・避難経路等を住民へ周知。	洪水ハザードマップについては、実践訓練の実施状況をフォローアップし、更なる実施の促進、災害時における防災訓練等を通じ、土砂災害危険箇所、避難所・避難経路等を住民へ周知。	河川局	治水課 砂防計画課 海岸室		
③ハザードマップの総合化への取組	複数のマップの集約や複数原因を想定した総合的なマップを作成など利用者本位によるハザードマップの総合化に取り組む。	21年度以降	全市町村	・洪水ハザードマップと土砂ハザードマップは統合して作成中 ・洪水ハザードマップと内水ハザードマップの総合化について、モデル市町村を選定(3月)。	・洪水ハザードマップと土砂ハザードマップを活用した防災訓練等を通じ、土砂災害危険箇所、避難所・避難経路等を住民へ周知。 ・モデル市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。	・21年度まで1500市町村で洪水ハザードマップを作成(同区域内に土砂災害区域等がある場合総合化して作成)。 ・モデル市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。	21年度以降ガイドラインを作成。	河川局 都市・地域整備局 河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 治水課 砂防計画課 海岸室 海岸・防災課 地理調査部防災地理課	
(2)地震時のエレベーター運行方法等に関する情報提供	地震時のエレベーターの運行方法や隣に込まれた場合は防災訓練等を通じて周知を行う。	18年度	エレベーターの利用者	(4)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	(4)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	(4)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	ハザードマップポータルサイトの運用を開始。(1月) 当面、現在のハザードマップポータルサイトの内容の充実、改善を実施。 特に、内閣先端のため、市町村に対する各種ハザードマップのインター ネットによる周知の促進を文書により依頼。	都市・地域整備局 河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 まちづくり推進課 治水課 砂防計画課 海岸・防災課 地理調査部防災地理課	別23
②建物管理者等への周知	日常の管理方法、地震時の対応方法、地震時における復旧の復元度等についての情報提供を行うよう徹底する。	18年度	建物管理者等	(社)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	(社)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	(社)日本エレベータ協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。	業務継続を考慮した施設の機能確保に関する検討を行うことを目的として、官庁管轄内に「業務継続計画確保に関する研究会(座長、東京理科大学 寺本隆泰教授)」を設置して検討を進める、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(案)」を作成した。(3月)	住宅局 住宅局 官庁省総務部 設備・環境課	建築指導課 建築指導課	
【改善5】災害・事故時に行われる情報提供についての広報	災害・事故時に国民がどこでどのような情報を得られるかについて、平時からPRを行う。	20年度	官庁施設管理者	非常時に備えた施設整備・運用の方針について民間企業からヒアリングを実施(12月)。	非常時に備えた施設整備・運用の方針について民間企業からヒアリングを実施(12月)。	非常時に備えた施設整備・運用の方針について民間企業からヒアリングを実施(12月)。	(業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(案)を参考して、官庁管轄内に「業務継続計画確保に関する研究会(座長、東京理科大学 寺本隆泰教授)」を設置して検討を進める、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(案)」を作成した。(3月)	河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 まちづくり推進課 治水課 砂防計画課 海岸・防災課 地理調査部防災地理課	
③事業継続計画への貢献	陸・海・空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的かつリアルタイムに収集・提供する体制を確立する。(再掲)	20年度（以降順次改善）	公共交通機関の利用者	防災に関する各施設のボスター掲示やパンフレット配布等を通じて、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。	防災に関する各施設のボスター掲示やパンフレット配布等を通じて、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。	防災に関する各施設のボスター掲示やパンフレット配布等を通じて、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。	河川局 道路局 都市・地域整備局 港湾局 自動車交通局 海事局 航空局	河川計画課 国道・防災課 対策室 都市防災対策室 海岸室 安全監理官 安全政策課 港航労務課 航空保安対策室		
【取組1】国土交渉省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交渉省が実施すべき応急対策業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交渉省	維持すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	参画する公共交通事業者の越立等について、防災訓練や防災に関する各施設明細表、国土交渉省ホームページの防災情報の内容を随時更新・拡充するとともに、運行障害情報の表現統一等について検討。	参画する公共交通事業者の越立等について、防災訓練や防災に関する各施設明細表、国土交渉省ホームページの防災情報の内容を随時更新・拡充するとともに、運行障害情報の表現統一等について検討。	河川計画課 国道・防災課 対策室 都市防災対策室 海岸室 安全監理官 安全政策課 港航労務課 航空保安対策室	河川計画課 国道・防災課 対策室 都市防災対策室 海岸室 安全監理官 安全政策課 港航労務課 航空保安対策室		
【取組2】国土交渉省のその他業務のBCPの策定	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交渉省が実施すべき応急対策業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交渉省	維持すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交渉省BCPを作成(6月)。	国土交渉省BCPを作成(6月)。	河川局	防災課災害対策室	別24	
(国土交渉省のその他業務のBCPの策定)							河川局	防災課災害対策室		

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度（以降同次改訂）の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を薄色（■）している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	相当部署	担当部署名	参考資料
（取組3）スマイルアップと業務継続に関する検討										
（1）スマイルアップ	国土交通省BCPについて、訓練結果等を踏まえて不斷に見直しを行う。	19年度（以降同次改訂）	国土交通省	維持すべき後先業務を抽出するとともに、業務継続のための要目及び執務環境について検討。	「平成19年度国土交通省地震防災訓練」の一つとして、「首都直下地震を想定した徒步參集訓練等」を実施（9月）。	河川局	防災課災害対策室			
（2）防災業務計画の改定等	国土交通省防災業務計画を改定し、発災時に国土交通省の活動機能が低下した場合でも、業務継続ができる体制の整備について位置づける。	18年度	国土交通省	国土交通省防災業務計画を改定（8月）	-	河川局	防災課災害対策室			
（3）独立行政法人等におけるBCP作成の促進（ <u>追加</u> ）	BCPガイドラインの周知等により各法人に早期BCPを策定するよう協力要請を行う。	20年度	国土交通省所管独立行政法人及び公益法人等	所管する独立行政法人及び公益法人等に対し、BCP作成を促進するため協力要請（3月）。	引き続き、BCP作成が必要である所管法人等に対し、協力を求めめる。	政策統括官付 参事官付	政策統括官付 参事官付			
（4）民間企業によるBCP作成促進のBCP										
①建設業者	先進的な取組事例をホームページ上に紹介する等、建設業者によるBCP策定を促進するための方針を掲出し、実行する。	18年度	建設業者	(社)日本建設業団体連合会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請（5月）、同連合会において「建設BCPガイドライン」を策定し、ホームページ等に掲載（7月）、「建設BCPガイドライン（第2版）」として初版の内容を補足・修正（11月）。	(社)日本建設業団体連合会に対し、「建設BCPガイドライン」を策定し、ホームページ等に掲載（7月）、「建設BCPガイドライン（第2版）」として初版の内容を補足・修正（11月）。	総合政策局	建設業課			
②運輸事業者	BCPガイドラインの周知等により各事業者にできる限りBCPを策定するよう働きかけを行う。	18年度	鉄道事業者	JR会社、関係協会等に対し、鉄道事業者におけるBCP策定の推進について事務連絡を発出（12月）。	(社)全日本トラック協会（9月）及び(社)日本バス協会（3月）に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出。	鉄道局	鉄道業務政策課 安全管理官 施設課			
③エレベーターの保守会社	保守会社にできる限りBCPの策定が進むよう関係団体等を通じて働きかけを行う。また、災害発生時に保守員が現場への到着が遅れることのないよう関係機関と調整を行う。	18年度	トラック事業者及びバス事業者	(社)全日本トラック協会（9月）及び(社)日本バス協会（3月）に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出。	(社)日本バス協会（3月）に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出（9月）。	自動車交通局	貨物運搬課 旅客課			
④通信事業者等の受託企業	組織を図るべき重要な業務の受託契約を締結するとき、BCPの策定を要請する。これに、今後の再調達の機会を捉えて、BCPの策定を契約条件とするよう改める。	18年度	海運事業者	所管する海運関係団体に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出（9月）。	定期航空協会に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を発出（2月）。	海事局	外航課 内航課 運輸労務課			
（5）港湾関係者のBCP策定	東京湾的主要港湾について、港湾管理者のみならず、多岐にわたる関係者が連携して協議会において検討を行い、BCPを策定する。また、川崎港東部基幹的防災拠点についてBCPを策定する。	21年度以降	航空事業者	(社)日本エレベータ協会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請（7月）。	航空保安対策室	航空局	航空保安対策室			
（6）多数の港湾関係者が一体となったBCP策定	東京湾的主要港湾及び東京島基幹的防災拠点についてBCPを策定する。	19年度	通信事業者等	行政情報システム（メール、インターネット、地方支分局とのネットワーク）の再調達時にBCPの策定を要請する等、契約条件に盛り込むよう検討。	機能組織を図るべき行政情報システム（メール、インターネット、地方支分局とのネットワーク）について、再調達時にBCPの策定状況を総合評価基準の加点項目とする等、契約条件に盛り込むよう改める。	住宅局	班業指導課			
（7）所管業界におけるBCP作成の促進	国土交通省所管事業者に対し、業務継続に向けた取組の重要性を伝え、BCPを策定するよう働きかけを行う。	18年度	国土交通省所管事業者	不動産業団体、各宿泊団体等に対する業務継続に向けた取組の重要性を説明し、検討を要請。	機能組織を図るべき行政情報システム（メール、インターネット、地方支分局とのネットワーク）について、再調達時にBCPの策定状況を総合評価基準の加点項目とする等、契約条件に盛り込むよう改める。	総合政策局	情報管理部行政情報化推進課	別25	報光事業課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	参考資料
④自助・共助・公助の機能強化～地域の防災力の再構築～										
(1)水防体制										
①水防活動の技術向上	技術力の高い水防専門家をネットワーク化し、水防団等が行う訓練・講習会に講師として派遣する仕組みを構築し、水防団等の技術力向上を支援する。	18年度 (以降順次改善)	水防団	水防専門家ネットワークの枠組みを構築し、その利用促進を図るよう通常会議(2月)、地方整備局において水防専門家会議を実施。	地方整備局等において水防専門家会議を実施するなど、水防専門家ネットワークの活用を促進。	河川局	河川局	防災課	別26	
②情報共有による水防活動の効率化	上下流の水防団等、水防管理団体及び河川管理者の間で、水防団等の活動状況や各水防団等が保有する資器材等に關する情報を共有する仕組みを構築する。	19年度 21年度以降	河川管理者、水防団等	情報の集約・発信方法について検討。	試行の結果を踏まえて情報の集約・発信方法を整理し、情報共有を図るよう周知。	河川局	河川局	防災課		
③まるごとハザードマップの全国展開	市町村を超えて活動するNPO等への災害対策機械の関連について検討を行い、広域的な水防活動を支援する。	NPO等	洪水に関する図記号を作成し、市街地に想定浸水深や避難場所等を表示するまるごとハザードマップを全国展開する。	都道府県及び地方整備局に対し、まるごとハザードマップの推進について通知(7月)。	提言を地方整備局・都道府県等に周知し、本取組への参加を促進。地方整備局毎に、提言の実施について検討。	総合政策局	建設施工企画課			
④防災教育の強化	学校教育等の場で「マイ・ハザードマップ」を作成する取組を、全国各地へ展開する。	21年度 (以降順次改善)	全国各地	すべての国管理河川の流域	先行的に実施するモデル河川を各地方整備局にて選出し、21年度までにすべての国管理河川の流域で実施。	河川局	河川局	防災課災害対策室	別27	
⑤水害避難ビル(仮称)の活用	洪水・高潮や津波の発生に際し、身近にあるビル等の開放により、身隣住民が避難することができるよう、「水害避難ビル」(仮称)を指定する。	21年度	洪水予報河川及び水位高知河川約2200mのうち、指定が必要な河川	2つのモデル河川におけるガイドラインを参考に河川における水害避難ビルの枠組みについて検討。	マイ・ハザードマップ作成に関する課題を整理して「防災学習マニュアル」を作成。	河川局	河川局	防災課災害対策室	別28	
(2)地震防災体制										
①津波等に関する防災技術・知識の蓄積	防災教育の推進や地域活動の支援を図るほか、津波防災総合訓練を実施する。	18年度 (以降順次改善)	全国各地	徳島県小松島市において、大規模津波防災総合訓練を実施(7月)。	引き続き、関係機関との連携・調整を図りつつ、大規模津波防災総合訓練を実施。	河川局 港湾局	海岸・防災課	別29		
②地域の建設業者による共助の取組	経営事項調査において、国や地方公共団体と防災協定を結ぶことによる建設業者が建設事業者等で加盟店として、一層の周知を図る。	18年度	建設業者	や地方法人公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者が建設事業者等で加盟店として、一層の周知を図る。	や地方法人公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者が建設事業者等で加盟店として、一層の周知を図る。	総合政策局	建設業課			
③地域の一員としての国土交通省による共助の取組	帰宅困難者対策のため、国土交通省への来客者等を一定期間、収容できる態勢を確保する(マニュアル策定、収容場所や物資の確保等)。	19年度 (以降順次改善)	国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ヶ人等)	災害時に国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ヶ人等)に対するマニュアル策定等について検討。	マニュアルを策定し、物資等の確保と訓練を実施。	大臣官房	食料課			
④防災教育の強化	学校教育等の場で、過去の地震、津波の被害を振り返るとともに、今後の防災対策について考える機会を設ける。	19年度 (以降順次改善)	全国各地	学校教育等と連携した防災教育について地方整備局等を含め検討し、出前講座を活性化させるよう、地方整備局等に対し通知(3月)。	全国に順次展開。	港湾局	海岸・防災課			

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当部署	担当部署名	参考資料
(3) 施設管理の充実と協調										
① 広域的な危機管理体制の構築										
災害対策に必要な要員を都道府県を越えて広域的に派遣するため、資機材についても、行動計画を策定するとともに、資機材についても、行動計画を策定するための行動計画を策定すとともに、資機材についても、行動計画を策定するための行動計画を策定する。	18年度 地方整備局等	災害対策要員を広域的に派遣するための行動計画として、地方整備局等間連携マニュアルを3月までに策定。	河川局 防災課災害対策室							
災害対策用機械の配備計画に基づき、全国で排水ポンプ車23台、照明車20台、災害対策本部車2台を配置。	22年度 地方整備局等	災害対策用機械の配備計画に基づき、全国で排水ポンプ車23台、照明車20台、災害対策本部車2台を配置。	総合政策局 建設施工企画課							
主要港湾において、被災地への技術的助言及び現地への調査派遣が円滑に行えるよう、リアルタイムデータを閲覧できる体制を整備する。	60主要港湾 20年度	国土技術政策総合研究所(横須賀)において被災地画像を閲覧するための調査・設計を行うとともに、60箇所の測量観測データを公開(6月)。	国土技術政策総合研究所(横須賀) においてリアルタイムで被災地画像を閲覧できるシステムを構築し、全国60箇所すべての測量観測情報及び測量データを盛ったGPS測量計データも加えて、リアルタイムデータを公開。	港湾局 経済産業省 海岸・防災課災害対策室						
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)として、大規模災害時の人員・資機材の派遣体制等を整備し、危機管理対応の充実・強化を図る。	20年度 (以降順次改善)	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を発足。(20年5月)大規模災害発生時の初動救助の円滑化、迅速化等による危機管理の充実・強化を図ることにより、社会基盤施設の早期復旧、二次災害の防止を図る。	河川局 防災課							
地方公団体への復旧用機械器具の貸付けについて、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(18年1月)」によるルール及び根拠を統一した。	17年度 地方公団体	制度の創設に向けて検討を実施	総合政策局 建設施工企画課							
水防訓練等に機械操作等の講習を実施し、機械操作ができる地域の人材を育成する。	18年度 (以降順次改善)	水防訓練時に災害対策機械の操作等の演習を実施するよう地方整備局に依頼(8月～9月)。	河川局 防災課							
②施設管理を通じた水害リスクの分担調整	21年度 国管理の全河川	排水ポンプの運転調整に関する検討会を設置し(12月)、運転調整の進め方について検討。	「排水ポンプの運転調整ルールの基本的考え方(案)」を作成し、都道府県など関係機関と調整、検討。	河川局 都市地域整備局 治水課 下水道部流域管理官	別33					
(4) 避難意思決定に関する研究	21年度 全國民	津波警報発令時に住民が避難するしない要因(正常性バイアス等)を明らかにし、避難促進施策の具体的な進め方と災害意識の持続の持続プロセスを提案する。	住民の避難行動・意識に関する調査 プロセスを提案。	国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室						